

議案第 75 号

加西市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の制定について

加西市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 1 日提出

加西市長 中 川 賀 三

加西市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

第1条 加西市職員特殊勤務手当支給条例（昭和42年加西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(6) 分娩手当

第6条第1項中「受けて、その業務に従事した場合に支給する。」を「受けて業務に従事した場合及び休日又は夜間に救急医療に従事した場合に支給する。」に改める。

第6条第2項第1号を次のように改める。

(1) 医師 緊急呼出	2時間未満 10,000円
	2時間以上 13,000円
緊急入院措置	10,000円
休日救急業務	14,000円
夜間救急業務	19,000円

第8条の次に次の1条を加える。

(分娩手当)

第8条の2 病院に勤務する医師には、分娩手当を支給することができる。

2 分娩手当の額は、1分娩当たり、1万円以内とする。

第2条 前条の規定による改正後の加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条 削除

第6条 削除

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成21年12月1日から施行する。

(審議資料)

国の救急医療対策事業及び産科医等確保支援事業に基づき、救急勤務手当の拡充と分娩手当の創設を行おうとするもの。

(救急：休日 14,000 円、夜間 19,000 円、分娩：10,000 円)